

令和5年8月10日

海事局船舶産業課

## 生産性の向上に取り組む造船・船用事業者の計画を認定しました

～ 海事産業強化法に基づく事業基盤強化計画の認定 ～

令和3年5月に成立した海事産業強化法に基づき、新たな船舶等の開発や生産方式の導入等により生産性の向上に取り組む造船・船用事業者が策定した事業基盤強化計画を認定しました。

海事産業強化法に基づき、造船・船用事業者は、新たな船舶等の開発や生産方式の導入等による生産性の向上に向けた計画（事業基盤強化計画）を策定し、国土交通大臣に提出することができます。また、当該計画が所定の認定要件を満たすと認められる場合は、国土交通大臣が当該計画を認定することとなっています。

今般、以下の事業者（3グループ4社）が策定した事業基盤強化計画について審査した結果、所定の認定要件を満たしていると認められるため、8月10日付で認定しました。今回の認定により、これまでの合計で31グループ49社が認定を受けたこととなります。

事業者	計画の内容	計画期間
㈱ジャパンエンジンコーポレーション	・エンジンライセンサーとしての強みを活かしたアンモニア・水素燃料エンジンの開発・製造・社会実装	～令和10年3月
㈱マキタ	・外航小型船向け二元燃料エンジンの開発・製造 ・電子制御エンジンに係るアフターサービスの強化	～令和10年3月
村上秀造船㈱ ㈱カナサシ重工	・中小型ケミカルタンカー・LPG運搬船のメタノール、LNG、LPG、アンモニアへの燃料転換に向けた開発・建造	～令和9年11月

（五十音順、計画詳細は別紙参照）

認定を受けた造船・船用事業者においては、各種支援措置の活用が可能となります。また、海上運送法に基づく外航船舶確保等計画の認定を受けた船主が導入する船舶について、当該計画に従って導入された特定外航船舶<sup>※</sup>に該当する旨の国土交通大臣の確認を受けた場合、特別償却率が最大12%上乘せされます。

※特定外航船舶：認定船用事業者が製造する舶用品（主機エンジン、プロペラ及びソナー）を搭載し、かつ、認定造船事業者により建造された船舶。

※本制度の詳細及び認定を受けた計画の概要は、以下の国土交通省ホームページからご覧いただけます。

制度の詳細：[https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_tk5\\_000068.html](https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk5_000068.html)

計画の概要：[https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_tk5\\_000069.html](https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk5_000069.html)



### 【問い合わせ先】

海事局 船舶産業課 船舶産業高度化基盤整備室 猪原、深尾、吉住

（代表）03-5253-8111 （内線）43-637、43-648、43-649

（直通）03-5253-8634 （メール）hqt-senpaku-kibankyouka@gxb.mlit.go.jp

# 村上秀造船グループ※の事業基盤強化計画(抜粋)

※村上秀造船(株)、(株)カナサシ重工

## 企業概要

- 村上秀造船(株)は、1917年の創業以来、一世紀以上に渡って「誠実と和」をモットーに造船業に従事。
- 主に油タンカー、ケミカルタンカー、LPG船やセメント運搬船といった特殊船の建造・修繕を、顧客の細かな要望に応えたオーダーメイドで行っている。
- 2014年には(株)カナサシ重工をグループ会社化し、建造能力とコスト競争力の強化に取り組んでいる。



村上秀造船(株)



(株)カナサシ重工

## 計画の概要

- カーボンニュートラルに向けて、新燃料の候補として重油に比べてCO<sub>2</sub>排出量が少ないLNGやLPGに加え、グリーンメタノールやアンモニア・水素などが挙げられており、全方位的な技術対応が必要とされている。
- これら新燃料については、大型船でLNG・LPG燃料化の技術対応が進んでいる一方、中小型船では未だ建造実績が少なく、技術が確立されていない。
- そのため、中小型のケミカルタンカー・LPG船について、現状の重油からの燃料転換を図るべく、メタノール、LNG、LPG又はアンモニアを燃料とする船舶を開発・建造する。

<計画実施期間> 2023年8月～2027年11月

<実施場所> 村上秀造船(株) 本社工場(愛媛県今治市)  
(株)カナサシ重工 本社工場(静岡県静岡市)



ケミカルタンカー



LPG船

事業基盤強化計画の認定書

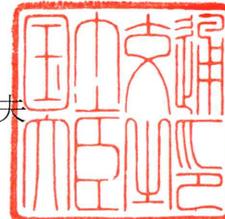
国海産第 401 号

令和 5 年 8 月 10 日

村上秀造船株式会社

代表取締役社長 村上 英治 殿

国土交通大臣 齊藤 鉄夫



令和 5 年 7 月 25 日付けで認定申請のあった事業基盤強化計画について、造船法第十一条第四項の規定に基づき、同項各号（同法第十条第二項第二号に該当する事業活動を行おうとする場合以外の場合にあっては、第四号を除く。）のいずれにも適合するものであることを認定します。

記

1. 認定の日付

令和 5 年 8 月 10 日

2. 事業基盤強化計画認定番号

認定事業基盤強化計画第 30 号

3. 申請者の名称及び代表者の氏名

村上秀造船株式会社

代表取締役社長 村上 英治

株式会社カナサン重工

代表取締役社長 村上 雅臣

4. 申請者の住所

(村上秀造船株式会社)

愛媛県今治市伯方町木浦甲 4641 番地の 2

(株式会社カナサン重工)

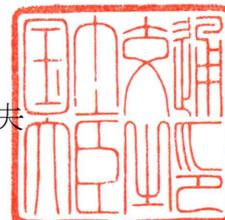
静岡県静岡市清水区三保 491 番地の 1

事業基盤強化計画の認定書

国海産第 401 号  
令和 5 年 8 月 10 日

株式会社カナサシ重工  
代表取締役社長 村上 雅臣 殿

国土交通大臣 齊藤 鉄夫



令和 5 年 7 月 25 日付けで認定申請のあった事業基盤強化計画について、造船法第十一条第四項の規定に基づき、同項各号（同法第十条第二項第二号に該当する事業活動を行おうとする場合以外の場合にあっては、第四号を除く。）のいずれにも適合するものであることを認定します。

記

1. 認定の日付  
令和 5 年 8 月 10 日
2. 事業基盤強化計画認定番号  
認定事業基盤強化計画第 30 号
3. 申請者の名称及び代表者の氏名  
村上秀造船株式会社  
代表取締役社長 村上 英治  
  
株式会社カナサシ重工  
代表取締役社長 村上 雅臣
4. 申請者の住所  
(村上秀造船株式会社)  
愛媛県今治市伯方町木浦甲 4641 番地の 2  
  
(株式会社カナサシ重工)  
静岡県静岡市清水区三保 491 番地の 1